

飛行場所 埼玉県●●●市●●●●●●●●●●付近

※近隣の物件から 50m以上離れた場所を飛行場所とします。また、補助者により飛行場所周辺の確認を行い第三者の立入りが認められた場合には無人航空機をその場に着陸させるなど第三者への安全確保を図ります。

広域図

実際の地図を貼り付ける

詳細図

更に拡大した飛行エリアを貼り付ける